

校則の見直しに関するガイドライン



令和 7 年 1 月

鳥取市教育委員会

1. はじめに

第2期鳥取市教育振興基本計画

■基本理念

**“ふるさとを思い 志をもつ人づくり”を進め、
“夢と希望に満ちた次代”を“ひらく”！**

本市学校教育では、めざす子ども像『ふるさとを思い 志をもつ子』の実現に向け、「豊かなかわりによる自己有用感の育成」と「魅力と徹底による学力の向上」を全市共通で取り組み、自治力のある集団づくり、自立した子（個）の育成に努めています。

平成29年に公示された学習指導要領解説総則編や特別活動編において、学校教育には、子どもたちが様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決していくことや、様々な情報を見極め、知識の概念的な理解を実現し情報を再構成するなどして新たな価値につなげていくこと、複雑な状況変化の中で目的を再構築することができるようにすることを求められています。また、育成する資質・能力として、「多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについての理解と行動の仕方」「集団や自己の生活、人間関係の課題を見出し、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりする力」「自主的、実践的な集団生活を通して身に付けたことを生かして、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、自己の生き方についての考えを深め、自己実現を図ろうとする態度」を挙げています。

児童生徒は心身の発達の過程にあり、学校は集団生活の場であることから、学校には一定のきまりが必要です。また、学校教育において社会規範の遵守について適切な指導を行うことは極めて重要なことであり、校則は教育的意義を有しています。校則は、学校が教育目的を達成するために必要かつ合理的な範囲内において定められるものです。学校を取り巻く社会環境や児童生徒の状況は変化するため、校則の内容は、児童生徒の実情、保護者の考え方、地域の状況、社会の常識、時代の進展などを踏まえたものになっているか、絶えず積極的に見直さなければなりません。校則の見直しは最終的には教育に責任を負う校長の権限ですが、校則を見直すプロセスにおいて児童生徒が主体的に参画し、その意義等を一緒に考えていくことは、児童生徒が校則に対する理解を深め、校則を自分たちのものとして守っていこうとする態度を養うことにもつながり、児童生徒の主体性や積極的に社会参画しようとする態度を培う機会にもなります。さらに、このことは本市のめざす子ども像の実現につながるものと期待しています。

この度、鳥取市教育委員会として校則の意義や見直しの観点などについて、ガイドラインを示すこととしました。各学校においては、文部科学省の通知なども参考としながら、引き続き、学校や地域の実態に応じて、校則の運用・見直しに取り組んでいただきますようお願いいたします。

■本ガイドラインにおける「校則」の定義について

学校が教育目標を実現していく過程において、児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律として定められているものを指します。具体的には、小学校・義務教育学校前期課程では「〇〇学校のきまり」「生活のきまり」「〇〇っ子のくらし」、中学校・義務教育学校後期課程では「校則」「〇〇学校生徒心得」などを含むものとします。

■「見直す」とは

「見直す」とは、もう一度改めて見ることであり、必ずしも「変更」を求めているものではありません。議論し検討した結果、変更が生じないことも「見直し」の取組であり、私たちが大切にしたいことは「絶えず議論し検討すること」です。

2. 校則について

文部科学省は、「生徒指導提要（令和4年12月）」において、校則の意義等について以下のように示しています。

（1）校則の意義・位置づけ

児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律として定められる校則は、児童生徒が健全な学校生活を送り、よりよく成長・発達していくために設けられるものです。校則は、各学校が教育基本法等に沿って教育目標を実現していく過程において、児童生徒の発達段階や学校、地域の状況、時代の変化等を踏まえて、最終的には校長により制定されるものです。

校則の在り方は、特に法令上は規定されていないものの、社会通念上合理的と認められる範囲において、教育目標の実現という観点から校長が定めるものとされています。また、学校教育において社会規範の遵守について適切な指導を行うことは重要であり、学校の教育目標に照らして定められる校則は、教育的意義を有するものと考えられます。

校則の制定に当たっては、少数派の意見も尊重しつつ、児童生徒個人の能力や自主性を伸ばすものとなるように配慮することも必要です。

（2）校則の運用

校則に基づく指導を行うに当たっては、校則を守らせることばかりにこだわることなく、何のために設けたきまりであるのか、教職員がその背景や理由についても理解しつつ、児童生徒が自分事としてその意味を理解して自主的に校則を守るように指導していくことが重要です。そのため、校則の内容について、普段から学校内外の関係者が参照できるように学校のホームページ等に公開しておくことや、児童

生徒はそれぞれのきまりの意義を理解し、主体的に校則を遵守するようになるために、制定した背景等についても示しておくことが適切であると考えられます。

その上で、校則に違反した場合には、行為を正すための指導にとどまるのではなく、違反に至る背景など児童生徒の個別の事情や状況を把握しながら、内省を促すような指導となるよう留意しなければなりません。

(3) 校則の見直し

学校や地域の状況、社会の変化等を踏まえて、その意義を説明できないような校則については、改めて学校の教育目的に照らして適切な内容か、現状に合う内容に変更する必要があるか、また、児童生徒が安心・安全な学校生活を送るために本当に必要なものか、絶えず見直しを行うことが求められます。さらに校則によって、教育的意義に照らしても不要に行動が制限されるなど、マイナスの影響を受けている児童生徒がいないか、いる場合にはどのような点に配慮が必要であるか、検証・見直しを図ることも重要です。

校則は、最終的に校長により適切に判断される事柄ですが、その内容によっては、児童生徒の学校生活に大きな影響を及ぼす場合もあることから、その在り方については、児童生徒や保護者等の学校関係者からの意見を聴取した上で定めていくことが望ましいと考えられます。

また、その見直しに当たっては、児童会・生徒会や保護者会といった場において、校則について確認したり議論したりする機会を設けるなど、絶えず積極的に見直しを行っていくことが求められます。そのためには、校則を策定したり、見直ししたりする場合にどのような手続きを踏むことになるのか、その過程についても示しておくことが望まれます。

(4) 児童生徒の参画

校則の見直しの過程に児童生徒自身が参画することは、校則の意義を理解し、自ら校則を守ろうとする意識の醸成につながります。また、校則を見直す際に児童生徒が主体的に参加し意見表明することは、学校のルールを無批判に受け入れるのではなく、自身がその根拠や影響を考え、身近な課題を自ら解決するといった教育的意義を有するものとなります。

3. 校則の見直しの観点

文部科学省は、生徒指導の実践上の視点について、「自己存在感の感受」「共感的な人間関係の育成」「自己決定の場の提供」「安全・安心な風土の醸成」の4つの視点を示しています。校則や生徒指導がこれに沿っているかを基準として見直しを行っていくことが大切です。

■校則見直しの3つの観点

- (1) 児童生徒が、自ら考え、自ら決めていくような仕組みの構築
- (2) 必要かつ合理的な範囲内で制定
- (3) 校則の公表

(1) 児童生徒が自ら考え、自ら決めていくような仕組みの構築

各学校で、校則について、教職員や児童生徒、保護者とともに話し合い、考える場をつくるのが大切です。

<例>

- ① 見直しに当たって児童生徒が主体的に考える機会を設けるため、各学校の代表委員会や児童生徒会活動において、各学校の校則について児童生徒が話し合う活動を毎年度行う。
- ② 学校運営協議会や保護者、地域の方からの意見をきく場を設定し、校則について検討する。
- ③ 児童生徒が自ら考え、決めていく校則検討委員会等の校則に関する検討を行う校内組織を設置し、組織的かつ計画的に校則についての見直しが行われる体制づくりを行う。

(2) 必要かつ合理的な範囲内で制定されていること

校則は、児童生徒の規範意識を醸成し、集団生活の秩序や安全を維持するなど、学校を取り巻く社会環境に応じて機能してきました。見直しは、現在の校則が児童生徒の健やかな成長にとって必要なものか、不具合が生じていないかなどの観点から実施するものです。小学生らしい、または中学生らしい等の抽象的な概念ではなく、現在の社会通念に照らして合理的な説明ができる内容である必要があります。例えば以下に示すような内容について各学校で見直しを行ってください。

<留意すべき内容>

- ① 生まれ持った性質に対しての許可が必要な規定
- ② 健康上の問題を生じさせる恐れのある規定
- ③ 男女の区別により、性の多様性を尊重できない規定
- ④ 合理的な理由を説明できない規定

※①～④はあくまで例示です。このような事例以外にも、各学校において合理的な説明が難しいと思われる内容がないか、積極的に見直しを行っていきます。また、見直しの取組については適切に記録・保存し引き継ぎます。

<見直しの必要な事例>

- ・地毛の色を染めていないことについての文章提出を求めるもの。
- ・冬場の上着着用禁止など、健康維持に問題が生じるもの
- ・制服に男女の区別を設け、選択の余地がないもの。
- ・肌着の色や種類について過剰に限定するもの。

【 制服の見直しについて 】

校則を策定する上で、健康上の問題に配慮したり、多様な性に対応した選択肢を設けたりすることは大切なことです。例えば制服について申し出をしなくてもスカートやスラックスが選択できること、そのことを児童生徒はじめ、保護者・地域など広く周知しておくことで、誰もが安心して学校生活を送るために、制服を選択できる取組を進めることができます。

(3) 校則の公表について

- ・校則の内容について、普段から学校内外の関係者が参照できるように学校のホームページ等を活用して情報発信に努めます。
- ・校則の見直しに係る話し合い活動や保護者・地域を巻き込んだ活動の様子など、随時学校のホームページ等での公開に努めます。
(例) 児童・生徒会、学校運営協議会、PTA研修会など
- ・入学前の児童・保護者説明会や参観日後の学校説明会など、対面の場を活用して積極的に校則の内容や見直しの様子について情報発信に努めます。